

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日: 令和3年3月29日

(特非) 日本障害者スポーツ射撃連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://jpssf.com/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2019年度より、理事会においてビジョン策定を検討している。 2021年度中に策定する予定である。	理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	団体運営に必要な人材の確保に努めている。業務効率化の取り組みを進めている。 育成計画は未策定で、2021年度中に策定する予定である。	なし
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	決算報告・事業報告については、毎年6月に総会にて承認を得ている。決算報告は、団体HPで公表している。財務の健全性については、現状としては自主財源は会員からの会費と主催大会の参加費等の事業収入が主となっている。スポンサーによる資金獲得に取り組んでいる。	なし
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	役員等の体制を含めた組織改革の実施中である。直近の役員改選は2021年6月である。その次の2023年6月の改選を目的に、外部理事および女性理事の割合を現行以上に高めるように取り組む。 2021年3月時点で、外部理事割合は0%(理事5名中0名)、女性理事割合は20%(理事5名中1名)である。重要な課題と認識しており、候補の人選について慎重に検討する。	定款

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当連盟は評議員を設置していないため、本項目は遵守および自己説明の対象外である。	定款
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当連盟は、アスリート委員会を設置している。 当連盟は、重要な案件についてアスリート委員会に諮問を行うなど、団体運営にアスリートの要望を吸い上げるように努めている。 性別・種目・障害クラスを考慮し、それぞれに委員を設置し、多様性を確保している。	なし
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事は5名で構成している、内、女性理事1名を配置している。日本代表選手経験者、公認スポーツ指導者の有資格者、公認コーチなど様々な経験者で構成している。理事会の規模は適正で実効性を確保しているが、女性役員の増加を検討している。	役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事就任の際の年齢制限は現在設けられていないが、理事会で検討を行っている。	定款

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	理事の在任期間と再任回数の上限は現在のところ設けられていない。 2021年度中に整備する予定である。	定款
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 適用を検討している。	なし
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	諮問委員会は現在未設置である。設置を検討する。	なし
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	当連盟の役員、職員、本連盟会長が委嘱したスタッフ、本連盟の加盟団体および会員を対象とした倫理規定ならびに強化指定選手等を対象にした強化指定選手等行動規範を制定している。今後も、組織運営に必要な規程類の見直しを適宜行っていく。	倫理規程 強化指定選手等行動規範
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人業務に関する各種規程を整備している。今後も、組織運営に必要な規程類の見直しを適宜行っていく。	就業規則 事務所掌規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関する規程を整備している。 個人情報保護規程等の未整備の規程については、2023年3月を目処に整備する予定である。	事務局規程 経理規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の業務に関する規程を整備している。 整備すべき規程について検討を進め、2023年3月を目処に整備する予定である。	旅費謝金規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の組織運営に関する規程を整備している。 整備すべき規程について検討を進め、2023年3月を目処に整備する予定である。	定款 経理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	整備すべき規程について検討を進め、2023年3月を目処に整備する予定である。	なし
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の公平で合理的な選考方法については、強化部会および理事会で審議して制定している。	強化指定選手選考会、海外遠征等各選考規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	公益社団法人日本ライフル射撃協会の主催大会については、同協会の規程が適用される。当連盟の主催大会の審判員の公平で合理的な選考についても、検討を進める。	なし
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	日本財団パラリンピックサポートセンターの支援を活用している。	なし
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会を設置している。現在のところ担当理事のみで担当しているため、対応体制の整備を検討する。	事務所掌規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	弁護士等の学識経験者が現在のところ含まれていない。配置を検討する。	なし
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	倫理規程において、役職員の法令遵守について定め、周知を行っている。 公益社団法人日本ライフル射撃協会のインテグリティ研修を受講を役員に奨励し、受講している。日本パラリンピック委員会のインテグリティ研修を受講を役職員に紹介し、受講している。 各弁護士会のコンプライアンスに関する研修を紹介し、受講を奨励している。 理事会において冊子の配布を行う等、適宜コンプライアンスについての意識喚起を行っている。	倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	強化指定選手およびそれらの指導者に、日本パラリンピック委員会主催の研修に参加させている。 強化合宿等の機会において、独自の研修も実施している。	研修の資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当連盟の審判制度は、公益社団法人日本ライフル射撃協会の審判制度となっており、審判員は同協会の教育を受講している。	なし
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	日本財団パラリンピックサポートセンターの支援によって、弁護士・税理士等の助言を受けられる体制を整備している。	なし
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計・経理に関する取引の正確性を確保するため、支払申請処理に関しては、適切に牽制機能を働かせて業務を行っている。 監事による定期の監査、適宜公認会計士による外部監査により取引の検証や内部統制のレビューを受けている。	定款 経理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国費による補助金等に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。	なし
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	年度決算においては、総会の承認決議の後、HPへ掲載し、開示を行っている。決算報告書には、貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録等全て含まれている。	事業報告、決算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準を含む選手選考に関する情報は、理事会決議後、会員への開示を行っている。今後は、日障射連ホームページで外部にも開示するよう準備を進めている。	当連盟ホームページ
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当連盟の規程を日障射連ホームページで外部にも開示するよう準備を進めている。「スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)遵守状況の自己説明」を当連盟ホームページにて2021年3月末までに公開予定である。	当連盟ホームページ
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	重要な契約については、契約締結の際には、利益相反の有無という観点から確認をしている。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーは未整備である。2023年3月を目処に整備する予定である。	なし
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会および公益社団法人日本ライフル射撃協会の通報窓口を活用することとしている。	両団体のホームページ
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	前項の通報相談窓口は外部の顧問弁護士となっている。	なし
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理規定により懲罰内容を制定している。通報から処分内容の手続き等を、2023年3月を目処に懲罰規程を制定整備する予定である。	倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	懲罰規程を2023年3月を目処に整備する予定である。	倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	スポーツ仲裁自動応諾条項を定めている。	スポーツ仲裁自動応諾条項
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	現在、処分通知時に対象者に通知している。	なし
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理については、2023年3月を目処に運用マニュアル等を整備する予定である。	なし
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	現在、理事会で対応している。事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築することについて、検討を進める。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	現在、理事会で対応している。危機管理及び不祥事対応としての外部調査委員会を設置する体制について、検討を進める。	なし
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現在、加盟団体規程は未整備である。2023年3月を目処に整備する予定である。	なし
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体および会員に対して、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等について、情報提供を行っている。	当連盟ホームページ